# 国民年金だより

お知らせ

## ねんきん定期便の一部（35歳通知）前倒しについて（6月）

現役世代、特に若い世代の方に年金制度に対する理解を深めていただくため、年金加入履歴等を通知する「ねんきん定期便」を平成20年4月から実施することとしていますが、平成19年3月から一部（35歳通知）を前倒しで実施することになりました。

**対象者**

平成19年4月以降に35歳（これまで保険料を納めていなかった場合でも、60歳までの間に継続して納めることにより、老齢基礎年金受給に必要な25年の期間を確保できる年齢）に到達する方で、国民年金又は厚生年金保険の被保険者期間がある方が対象となっています。

ただし、国外に居住している方、国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員又は私立学校教職員共済制度の加入者であった期間のみを有する方につきましては送付されません。

**通知内容**

誕生月の前々月時点における、年金加入履歴及び国民年金保険料の納付月数、厚生年金保険の加入月数等を通知します。

**送付時期**

35歳に到達する誕生月の前月末に、社会保険業務センターから送付対象本人あてに送付します。

**問い合わせ**

ねんきんダイヤル

☎0570―05―1165

高知西社会保険事務所

☎875―1717

お知らせ

## 休日・時間外の年金相談のお知らせ（6月）

○第2月曜日は、県内4つの社会保険事務所において、19時まで受付時間を延長して年金相談を行っております。

また、高知東社会保険事務所では、第2月曜日以外にも毎週月曜日に19時まで受付時間を延長して年金相談を行っております。

○6月9日（土）は、県内4つの社会保険事務所において、9時30分から16時まで年金相談を行っております。

通常より混雑も少ないと思われますので、どうぞお気軽にご利用ください。

ご案内

## 異動があった場合の届出はお忘れなく！

国民年金の加入者は、職業などにより3種類に分かれています。ライフスタイルが変わると国民年金の種別も変わる場合がありますので、その際には届出忘れのないようご注意ください。

**第1号被保険者**
（自営業・農林漁業・学生・フリーター・無職の人など）
お住まいの市町村役場へ届出をしてください。
届出の際には、印鑑、年金手帳などが必要です。

- 学生や、会社などに勤めていない人が20歳になった。
- 会社を退職して自営業を始めた。
- 会社を退職して無職になった。
- 配偶者が退職して扶養から外れた。
- 離婚して扶養から外れた。
- 収入が130万円を超えて扶養から外れた。

**第2号被保険者**
（職場の厚生年金や共済組合に加入している人）
会社（事業主）又は共済組合などから届出をします。

- 会社などに就職して、職場の年金制度に加入した。

**第3号被保険者**
（第2号被保険者に扶養されている配偶者）
配偶者の勤める会社（事業主）や共済組合などから届出をします。

- 結婚して、配偶者（第2号）に扶養されることになった。
- 会社を退職して、配偶者（第2号）に扶養されることになった。
- 配偶者が就職し（第1号→第2号）扶養されることになった。
- 収入が減り、配偶者（第2号）に扶養されることになった。
- 配偶者が転職して別の会社に就職した、又は配偶者の加入制度が変わった（厚生年金→共済組合など）。